

社会福祉の「市場化」における福祉行政の変容 —障害乳幼児福祉施策の支給決定過程にみる行政関与に関する研究—

家族・地域支援学科 井原 哲人

はじめに

本研究は、1990年代からはじまる新自由主義的社会福祉改革の中でも、2010年の児童福祉法改正によって再編された障害乳幼児福祉制度における支給決定過程の変容を明らかにすることを目的とした。同分野においては、支援費制度の導入、障害者自立支援法の施行、障害者総合支援法への移行によって、旧児童デイサービスの領域から段階的に利用契約制度等が導入されていた。

障害乳幼児福祉分野は、介護、保育、あるいは障害者分野に比して検討されることは僅少であるが、公的責任の後退と強化の両側面が顕著に現れている。支給決定過程は、「福祉サービスの利用関係を確定していくプロセス」であり、障害乳幼児が「障害福祉サービス」を受給する権利に対して、行政がどのように対応しているのかが明らかになる。そのため、同分野の政策動向を明らかにすることは、障害乳幼児福祉のみならず、他分野の福祉政策の研究に資するものと思われる。

研究の成果

本研究では、2010年児童福祉法改正で「新設」された障害児相談支援事業を中心として、支給決定過程のうち特に行政関与のあり方の変容に着目している。

同事業は、障害乳幼児が「障害福祉サービス」の支給申請時に提出が求められるサービス等利用計画案の作成を担当するために、量的な整備が進められてきた。2010年改正法は、旧障害児通園施設と旧児童デイサービスを児童発達支援に「一元化」とするとともに、その実施主体を市町村に移

している。従来、障害児通園施設の利用については児童相談所が関与する仕組みであった。しかし、法改正によって、障害乳幼児の「障害福祉サービス」に関する児童相談所の機能は、市町村ないしは障害児相談支援事業者が担うこととなり、その実態は後者の比重が圧倒的に多くなっている。

同事業が児童福祉法上に初めて規定されたのは、2000年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」によるものである。しかし、支援費制度時代において相談支援の中心を担うのはあくまでも市町村であった。

この支給決定過程の再編は、従来の児童相談所等の公的機関によって担われていた公的責任を一挙に民営化するものである。また、障害児相談支援事業には少なからず営利企業も参入しており、営利化をも果たしている。

ただし、市町村にサービス等利用計画案を提出したとしても、市町村がそのとおりに支給決定するわけではない。市町村においては、「障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向」とともに、「厚生労働省令で定める事項」を勘案して支給決定が行われる。その勘案事項において、当該地域のサービスの整備状況等、「当該障害児通所支援を利用できる見込みであることが必要」とであるとされている。すなわち、当該地域の社会資源が整備されていなければ、不支給とする権限が市町村に担保されている。このため、本人及び保護者、あるいは障害児相談支援事業者が「障害福祉サービス」の必要性を認めたとしても、市町村が不支給とする権限が担保されており、「公的責任の後退」と行政役割の強化が同時

並行して具体化されたものといえる。

本研究は、特殊教育学会高知大会（2014年）において、「障害乳幼児福祉『市場』の現状とその特徴－2010年児童福祉法改正を中心として－」として報告している。また、詳細については、本学紀要に「障害乳幼児福祉政策における新自由主義改革の現状と課題－2010年児童福祉法改正による給付構造の変容－」として報告しているので、参照いただきたい。